

TPP（環太平洋パートナーシップ）等政府対策本部の設置に関する規則

平成 25 年 4 月 5 日
内閣総理大臣決定
平成 25 年 6 月 28 日
一部改正
平成 28 年 1 月 12 日
一部改正
平成 29 年 7 月 7 日
一部改正
平成 29 年 7 月 11 日
一部改正
令和 2 年 3 月 31 日
一部改正
令和 4 年 8 月 30 日
一部改正
令和 7 年 11 月 11 日
一部改正
令和 8 年 1 月 20 日
一部改正

（設置及び任務）

第1条 TPP 等総合対策本部に係る事務を処理し、また、TPP 協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うため、内閣官房に TPP 等政府対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（組織）

第2条 本部に、本部長、首席交渉官、首席交渉官代理、企画・推進審議官、交渉官、政策調整統括官、国内調整統括官、審議官、参事官、企画官その他所要の本部員を置く。

- 2 本部長は、日本成長戦略担当大臣をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を掌理する。
- 4 首席交渉官は、交渉チームを統括し、関係府省庁と調整の上、TPP の各回交渉会合の対処方針等を策定する。交渉会合では首席交渉官会合に出席するとともに、各分野の交渉官等を適宜指示しつつ国益をかなえるための交渉を行う。
- 5 首席交渉官代理は、首席交渉官の事務を代理する。
- 6 首席交渉官及び首席交渉官代理は、関係のある他の職を占める者をもって充てることができる。
- 7 企画・推進審議官は、命を受けて、本部の所掌事務に関する重要事項のうち協定実施の推進（新規加入に関するものを含む。）の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

- 8 交渉官は、命を受けて、個別交渉分野の企画及び立案並びにその交渉に参画する。
- 9 政策調整統括官は、対処方針等の各省調整のうち重要な案件の総合調整を担当するとともに、国会対応の総括及び国民への情報提供を行う。
- 10 国内調整統括官は、対処方針等の各省調整のうち特定の案件の総合調整を担当するとともに、命を受けて、国会対応の総括及び国民への情報提供を行う。
- 11 首席交渉官、首席交渉官代理、政策調整統括官及び国内調整統括官は、交渉全体の様々な分野の状況を見渡して我が国の国益を確保するとの観点から総合的な調整を行う。
- 12 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 13 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 14 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 15 首席交渉官及び首席交渉官代理は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。
- 16 本部員は、非常勤とすることができます。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、本部の内部組織に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月5日から実施する。

附 則

この規則は、平成25年6月28日から実施する。

附 則

この規則は、平成28年1月12日から実施する。

附 則

この規則は、平成29年7月7日から実施する。

附 則

この規則は、平成29年7月14日から実施する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から実施する。

附 則

この規則は、令和7年11月11日から実施する。

附 則

この規則は、令和8年1月20日から実施する。